

生食発 1019 第 1 号
令和 2 年 10 月 19 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

令和 2 年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について

例年、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 22 条第 1 項の規定に基づく「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）第 3 の六に基づき、食品流通量が増加する年末における食中毒の発生防止を図るとともに、積極的に食品衛生の向上を図る見地から、全国一斉に標記取締りの実施をお願いしているところです。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、都道府県等の保健所における業務負担が大幅に増加していることなどに鑑み、本年度の年末一斉取締りについては、特段の重点監視指導項目はお示ししないこととします。

つきましては、各都道府県等におかれては、都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づき、実施可能な範囲で、年末に多発するノロウイルスやカンピロバクター等による食中毒の原因施設となる頻度が高い施設を中心に監視指導を行っていただくようお願いいたします。またその際、本年 6 月 1 日から、食品衛生法第 50 条の 2 第 2 項に基づき、HACCP に沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、経過措置期間の終了する令和 3 年 6 月 1 日までの間に、食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理の導入に円滑に取り組めるよう、引き続き制度の周知を図るとともに、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の対象となる小規模営業者等に対しては、業種ごとの手引書の紹介や衛生管理計画及び記録の様式の配布等、導入支援に努めていただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受けて、平時には客席を設けて客に飲食させている一般的な飲食店が、生活様式の変化に伴い、新たに持ち帰り（テイクアウト）や宅配（出前）等のサービスを開始する事例が見受けられます。新たに持ち帰りや宅配等を始める飲食店営業者に対しては、「飲食店における持ち帰り

・宅配食品の衛生管理等について」（令和2年5月8日付け薬生食監発0508第2号）を踏まえ、引き続き御指導方よろしく申し上げます。

なお、本年度の年末一斉取締りの実施結果については、御報告いただく必要はありませんが、違反食品を発見した場合の対応等については、「令和元年度食品、添加物等の年末一斉取締り実施要領（令和元年11月25日付け生食発1125第2号「令和元年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について」別添）」の「V 処分等」に準じて取っていただくよう申し上げます。

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

担 当：小野澤、奥藤

電 話：代表 03-5253-1111

（内線 2478、4251）

直通 03-3595-2337

F A X：03-3503-7964